

一般社団法人移行案

当協会は、以下の通り 2014 年度に新法人を設立し一般社団法人への移行する議案を今年 6 月に開催予定の定時会員総会に付議することを、2014 年 6 月 10 日開催の理事会にて決議致しました。

1. 法人化の理由、目的

「公益法人制度改革 3 法」が 2006 年に制定（2008 年 1 月施行）されたことを契機に、従来の社団法人及び財団法人は、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のカテゴリーに区分されることになり、それぞれの法人に関する法律（①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、②公益社団法人及び公益財団法人に関する法律）が制定され、従来の社団法人又は財団法人は、行政庁の認定を受けて一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人に 5 年以内に移行する手続きをとることが義務化されました。

法律上「人格なき社団」に該当する当協会は、この法律の適用を受けることはありませんが、民間の非営利部門の活動を促進するとの公益法人制度改革の趣旨に照らし、これを機に法人格の取得について検討を重ねて参りました結果、当協会の運営基盤の強化、社会的信用度や認知度の向上、組織及びガバナンスの強化等の観点から、法人格を取得することが望ましいとの結論に至った次第です。

2. 法人化の具体的な内容

新法人の具体的な内容は以下の通りです。

- 1) 法人格 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に準拠する一般社団法人
- 2) 名称 一般社団法人日本 CFO 協会
- 3) 設立時期 2014 年 7 月（予定）
- 4) 定款等 別紙ご参照
- 5) 現在の日本 CFO 協会との関係

2014 年度末をもって現在の日本 CFO 協会は解散し、解散時における財産及び権利義務の一切を新法人が承継する形と致します。

尚、新法人の当初の役員には現在の協会役員が就任致しますが、新法人における役員の当初任期は、現在の日本 CFO 協会の役員任期満了期間である 2015 年 6 月末を引き継ぐものと致します。

3. 新法人の会員について

今年 6 月の会員総会にて一般社団法人化が決議されたことを条件として、現在の会員の皆様の会員資格は自動的に新法人の会員資格に移行させていただきます。

一般社団法人日本 CFO 協会へ移行後も、団体としての社会的責務の重要性を十分に認識して、引き続き会員の皆様へのサービス向上に努めて参りますので、今後とも宜しくお願ひ申し上げます。

2014 年 6 月
日本 CFO 協会
理事長 藤田 純孝

一般社団法人日本CFO協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本CFO協会（英文名 Japan Association for Chief Financial Officers）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の議決を経て必要な地に支部を置くことができる。

(公告方法)

第3条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 当法人は、企業の経営、経理、財務に関する知識・技術及び倫理の調査・研究を進め、あわせてその高い技術と倫理観を修得した企業人の育成を図ることにより、企業経営の健全化に資し、もって日本で事業活動を行う企業ならびに日本経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するために、企業の経営、経理、財務に関する次の事業を行う。

- (1) 調査、及び研究活動
- (2) 情報交換会、研究会及び研修会、セミナーの開催
- (3) アンケートの実施とその分析
- (4) 高い技術と倫理観を習得・実践した企業又は企業人の表彰
- (5) 高い技術と倫理観を持った企業人育成のための各種資格認定、及び各種検定の実施
- (6) 各種資格認定、及び各種検定に伴う認定証の発行
- (7) 会報・機関誌・書籍及び資料等、各種情報サービスの提供及び資料・講演録などの管理・提供
- (8) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とする。

正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人

賛助会員 当法人の目的及び事業を賛助する個人、法人又は団体

正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規定に定める基準による。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において定める会費規定に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会費規定において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

3 特別な資金需要があるときは、社員総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 一年分以上会費を滞納したとき。
- (3) 成年被後見人又は被補佐人になったとき。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始その他の法的倒産手続きの申立があったとき。
- (5) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である法人又は団体が解散したとき。
- (6) 自己が反社会的勢力、反社会的勢力の支配・影響を受けていること及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者であることが判明したとき。
- (7) 除名されたとき。

(8) 全ての正会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。

ただし、その会員に弁明する機会を与えるなければならない。

(1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為があったとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議により除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えるなければならない。

3 前2項により除名が決議された時は、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費、及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、個人の正会員（個人会員）1名につき1個、法人の正会員（法人会員）1社につき16個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(2) 役員の選任及び解任

(3) 定款の変更

(4) 入会の基準並びに入会金・年会費及び賛助会費の金額

(5) 正会員の除名

(6) 解散、及び残余財産の処分

(7) 合併、事業の全部もしくは10%を超える一部の譲渡

(8) 理事会から特に決議を委任された事項

(9) その他法令及び定款で定められた事項

(種類及び開催)

第15条 社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において、開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、社員総会の決議事項及びその招集理由を記載した書面による請求が理事長にあったとき。

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは他の理事がこれにあたる。また、全ての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法により開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面もしくは電磁的方法により議決権行使することとすることは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故あるときは、当該社員総会において選任された他の理事がこれにあたる。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席する正会員の議決権の過半数をもって行う。なお、可否同数のときは議長の決するところとする。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知により提案された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により行使した議決権は、出席した正会員の数に算入する。

(決議の省略)

第20条 あらかじめ通知により提案された事項について、書面もしくは電磁的方法により正会員全員が同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事の要領及び議決した事項は、正会員全員に通知する。

2 社員総会の議事については、法令に定めるところにより書面又は電磁的記録による議事録を作成し、議長が署名又は記名押印し、主たる事務所に備え置く。

第5章 役員等

(役員)

第22条 当法人に、次の役員をおく。

(1) 理事 3名以上 20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。理事長及び副理事長をこの法人の代表理事とし、専務理事をこの法人の業務執行理事とする。

(選任)

第23条 役員は、社員総会の決議により選任する。

2 代表理事の理事長と副理事長、業務執行理事の専務理事は、理事会の決議により選任する。

3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 代表理事は、この法人を代表してその業務を執行する。業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 その他、業務執行理事の職務に関する事項は、理事会の決議により定める。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、当法人の業務及び財産・財政の状況を調査し、各事業年度における事業報告及び計算書類等を監査する。

3 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員として選任された役員の任期は、他の在任役員の任期満了時までとする。
- 4 役員は、定数に満たない場合、任期満了又は辞任により退任した後も新たな選任者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第 28 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員の報酬は、理事会の決議を経て理事長が定める。
- 3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(相談役・顧問)

第 29 条 当法人に相談役及び顧問をおくことができる。

- 2 相談役及び顧問は、理事長が推薦し理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 相談役及び顧問のうちから、理事長は理事会の承認を得て名誉相談役及び最高顧問を委嘱することができる。

第 6 章 理事会

(設 置)

第 30 条 当法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 31 条 理事会は次のこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解任

(開 催)

第 32 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、あるいは理事又は監事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集請求があったときに開催する。

(招 集)

第 33 条 理事会は、前条第 3 項により理事又は監事が招集する場合を除き理事長が招集し、開催日の 1 週間前までに理事及び監事に招集通知を書面もしくは電磁的手段により発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、当該理事会において選任された他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(決 議)

第 36 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事会の決議の目的である事項について、書面もしくは電磁的記録により理事全員が同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

- 4 前 3 項の決議については、特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることはできない。

- 5 相談役及び顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面もしくは電磁的記録による議事録を作成し、出席し

た理事及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

(役員の責任免除)

第 38 条 当法人は、理事の過半数の同意をもって、一般社団法人及び一般財団に関する法律第 111 条 1 項の行為に関する理事又は監事の責任を法令の限度において免除することができる。

第 7 章 委員会・部会

(設置等)

第 39 条 当法人は、第 5 条の事業を円滑に運営するため必要に応じて委員会又は部会を置くことができる。

2 委員会又は部会の委員は、理事会の議決を得て、正会員もしくは有識者、実務経験者のうちから理事長が委嘱する。

3 委員会又は部会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 41 条 当法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第 42 条 当法人の事業報告及び決算は、会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

(事業年度)

第 43 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(剰余金の処分制限)

第 44 条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、社員総会の議決を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第 46 条 当法人は、理事会の議決を得て解散することができる。

2 解散にともなう残余財産は、社員に配分しない。

3 前項の残余財産は、社員総会の決議を経て、国又は地方公共団体、もしくは公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 合に掲げる法人に贈与する。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 47 条 当法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

4 事務局長は、理事をもって充てることができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 48 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他の必要な帳簿及び書類

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 49 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 50 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 附 則

(法令の準拠)

第 51 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びその他の法令に従う。

(規則及び細則)

第 52 条 本定款の施行に必要な細則は、社員総会の決議によりこれを定める。

2 当法人の事業遂行に必要な規則は、理事会の決議によりこれを定める。

(設立時社員の住所及び氏名)

第 53 条 当法人の設立時社員の住所及び氏名は次の通りである。

(設立時役員)

第 54 条 当法人の設立時理事、代表理事及び監事の氏名は次の通りである。

(1) 設立時理事

(2) 代表理事（理事長）

(3) 設立時監事

(最初の事業年度)

第 55 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から 2015 年 3 月 31 日までとする。

以上、一般社団法人日本 CFO 協会設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名・押印する。

2014 年 7 月 1 日

一般社団法人日本CFO協会入会及び退会規程

本協会は、定款第7条及び第10条の規定にもとづき、会員の入会及び退会の規程を次のとおり定める。

(入会)

第1条 本協会への入会は次のとおりとする。

1 正会員

(1) 個人会員

本協会の目的に賛同する個人。

(2) 法人会員

本協会の目的に賛同する企業及び団体。

2 賛助会員

本協会の目的及び事業を賛助する個人、法人又は団体。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第2条 入会者は、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、会員から変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された会員に関する個人情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、

本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(退会)

第3条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員

名簿の登録を抹消する。

2 定款第9、11条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号の使用を含む会員に与えられた一切の権利を喪失するものとする。

一般社団法人日本CFO協会会費規程

本協会は、定款第8条の規定にもとづき、会員の会費規程を次のとおり定める。

(入会金)

第1条 正会員の入会金は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 10,000円（税別） (2) 法人会員 200,000円（税別）

(会 費)

第2条 正会員の会費は、年額を次のとおりとする。

- (1) 個人会員 12,000円（税別） (2) 法人会員 200,000円（税別）

2 賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。

一口 50,000円（税別）

ただし、口数については任意とし、相互の協議によりこれを決定する。

(臨時会費)

第3条 特別な資金需要があるときは、社員総会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

一般社団法人日本CFO協会会員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本CFO協会（以下「本協会」という）会員の倫理に関する規律の基本となるべき事項を定めることにより、企業経営の健全化に資し、もって日本企業ならびに日本経済の発展に寄与するという本協会及び本協会会員に与えられた社会的使命を実現することを目的とする。

(会員の責務)

第2条 会員は、定款第4条所定の本協会の目的を達成する為、その使命にふさわしい倫理を自覚し、自らの行動を規律するよう努めなければならない。

(会員の倫理網領)

第3条 会員は日常の行動について公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ってはならない。

- (1) 会員は相手方の望まない不適切な言動により他人に不利益や不快感を与えてはならない。
- (2) 会員は名誉を重んじ、常に品位を高め本協会の信頼を維持するよう努めなければならない。
- (3) 会員は、関係法令ならびに本協会の定款等を遵守しなければならない。
- (4) 会員は、常に能力、資質の向上を図り、自己研鑽に努めなければならない。

(倫理規程違反に対する処置)

第4条 会員が倫理規程に抵触すると考えられる場合、又は会員として著しく体面を汚したと考えられる場合には理事会は適切な処置を行う。

(規程の変更)

第5条 この規程は理事会の決議により変更することができる。

(細則)

第6条 この規程の実施に必要な事項は理事会の承認を得て理事長が別に定める。